

第3号議案

臨時代理の承認について

(群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について)

このことについて、緊急やむを得ない理由により別紙のとおり臨時代理しましたので、教育長に対する権限委任等に関する規則第5条第2項の規定により、その承認を求めます。

令和6年4月19日

群馬県教育委員会

教育長 平田 郁美

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の概要

学校人事課

1. 改正内容

群馬県学校職員について、特別休暇及び年次有給休暇に係る規則を一部改正する。

○改正の要点

- (1) 特別休暇の取得単位を見直す。
- (2) 年次有給休暇の規定の文言整理をする。

2. 施行期日

○令和6年4月1日

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 平成六年十二月二十二日教育委員会規則第十三号</p> <p>第八条の三 条例第十三条第一項第二号の教育委員会規則で定める日数（時間を含む。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。ただし、その日数が労働基準法第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>一～二（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 条例第十三条第一項第三号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>一 次号<u>及び第三号</u>に掲げる学校職員以外の学校職員 次に掲げる場合に応じ、<u>次に定める</u>日数</p> <p>イ 当該年度の初日に学校職員となった場合 二十日に当該年度の前年度における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該残日数が二十日を超える場合にあつては、二十日）を加えて得た日数</p> <p>ロ 当該年度の初日後に学校職員となった場合 この号イの日数から学校職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数</p>	<p>○群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 平成六年十二月二十二日教育委員会規則第十三号</p> <p>第八条の三 条例第十三条第一項第二号の教育委員会規則で定める日数（時間を含む。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。ただし、その日数が労働基準法第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>一～二（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 条例第十三条第一項第三号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>一 次号<u> </u>に掲げる学校職員以外の学校職員 次に掲げる場合に応じ、<u>次に掲げる</u>日数</p> <p>イ 当該年度の初日に学校職員となった場合 二十日に当該年度の前年度における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該残日数が二十日を超える場合にあつては、二十日）を加えて得た日数</p> <p>ロ 当該年度の初日後に学校職員となった場合 この号イの日数から学校職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数</p>

改正後	改正前
<p><u>二 当該年度の前年度において地方公営企業労働関係法適用職員等であった者であって引き続き当該年度に新たに学校職員となったもの又は当該年度の前年度において公益的法人等派遣職員であった者であって引き続き当該年度に職務に復帰したもののうち年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数が暦年により定められていた学校職員次に掲げる場合に応じ、次に定める日数</u></p> <p><u>イ 四月一日から十二月三十一日までの間に学校職員となった場合</u> <u>四十日の範囲内で、二十五日に学校職員となった年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該残日数が二十日を超える場合にあっては、二十日）を加えて得た日数から、学校職員となった年の一月一日から学校職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数</u></p> <p><u>ロ 一月一日から三月三十一日までの間に学校職員となった場合</u> 基本日数に学校職員となった年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該残日数が二十日を超える場合にあっては、二十日）を加えて得た日数から、学校職員となった年の一月一日から学校職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数</p> <p><u>三 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務学校職員</u> その者の勤務時間等を考慮し、教育委員会が別に定める日数</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>二 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務学校職員</u> その者の勤務時間等を考慮し、教育委員会が別に定める日数</p> <p><u>5 当該年度の前年度において地方公営企業労働関係法適用職員等であった者であって引き続き当該年度に新たに学校職員となったもの又は当該年度の前年度において公益的法人等派遣職員であった者であって引き続き当該年度に職務に復帰したもののうち年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数が暦年により定められていた者に係る前項の規定の適用については、同項中「基本日数」とあるのは、「基本日数、当該日数が四十日を超える場合にあっては四十日」とし、同項第一号イ中「二</u></p>

改正後	改正前
<p><u>5</u> 第一項第二号に掲げる学校職員及び<u>前項</u>の規定の適用を受ける学校職員のうちその者の使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次有給休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、教育委員会が別に定める日数とする。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第十二条 条例第十五条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一～十九 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 第一項第三号の二ホ、第四号の二、第九号又は第十三号から第十三号の四までの休暇の単位は、一日又は一時間とする。ただし、斉一型短時間勤務学校職員の休暇の単位は一日又は一時間とし、不斉一型短時間勤務学校職員の休暇の単位は一時間とする。</p> <p><u>5 前項本文に規定する休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</u></p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p>	<p><u>十日に当該年度の前年度における」とあるのは、「二十五日に学校職員となった日の年の前年における」とし、同号口中「この号イの日数」とあるのは、「この号イの日数（一月一日から三月三十一日までの間に学校職員となった者にあつては、基本日数に学校職員となった日の年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該残日数が二十日を超える場合にあつては、二十日）を加えて得た日数）から学校職員となった日の年の一月一日」とする。</u></p> <p><u>6</u> 第一項第二号に掲げる学校職員及び<u>前二項</u>の規定の適用を受ける学校職員のうちその者の使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次有給休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、教育委員会が別に定める日数とする。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第十二条 条例第十五条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一～十九 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 第一項第三号の二ホ、第四号の二、第九号又は第十三号から第十三号の四までの休暇の単位は、一日又は一時間とする。ただし、斉一型短時間勤務学校職員の休暇の単位は一日又は一時間とし、不斉一型短時間勤務学校職員の休暇の単位は一時間とする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p>